

令和 5 年度

事業概要

(年 報)



公益財団法人京都市障害者スポーツ協会

京都市障害者スポーツセンター

京都市障害者教養文化・体育会館

放課後等デイサービス『ぱらすぽ』

公益財団法人京都市障害者スポーツ協会の概要

公益財団法人京都市障害者スポーツ協会は、以下の設立趣意書に基づき、昭和 63 年 4 月 1 日に財団法人として設立され、平成 22 年 4 月 1 日に公益財団法人に移行認定された法人です。

財団法人京都市障害者スポーツ協会

設 立 趣 意 書

スポーツを行うことは、万人の基本的権利であり、障害者にもその機会は平等に保障されなければなりません。障害者にとってスポーツは身体的・精神的・社会的な効果をもたらしますが、いずれの効果も障害者の生存・自立・発達といったより基本的なニーズに根差す重要なものであります。

また、障害者はスポーツに参加することを通じて、人間的平等・障害の克服・発達の保障などの機会となることを切実に願っております。このため、障害の程度や軽重を問わず、すべての障害者がスポーツ活動に参加できる条件を整えなければならないものです。

昭和 60 年 6 月、京都市社会福祉審議会、同児童福祉審議会からの「障害者スポーツの在り方について」の答申は、以上のような考え方を基本に、特に在宅の重度障害者、精神薄弱者に焦点をあてて、スポーツ参加の現状と問題点を分析し、発展のための方策と具体的な推進方法、当面必要とされる障害者スポーツセンターの機能等について基本的な考え方を示したものです。

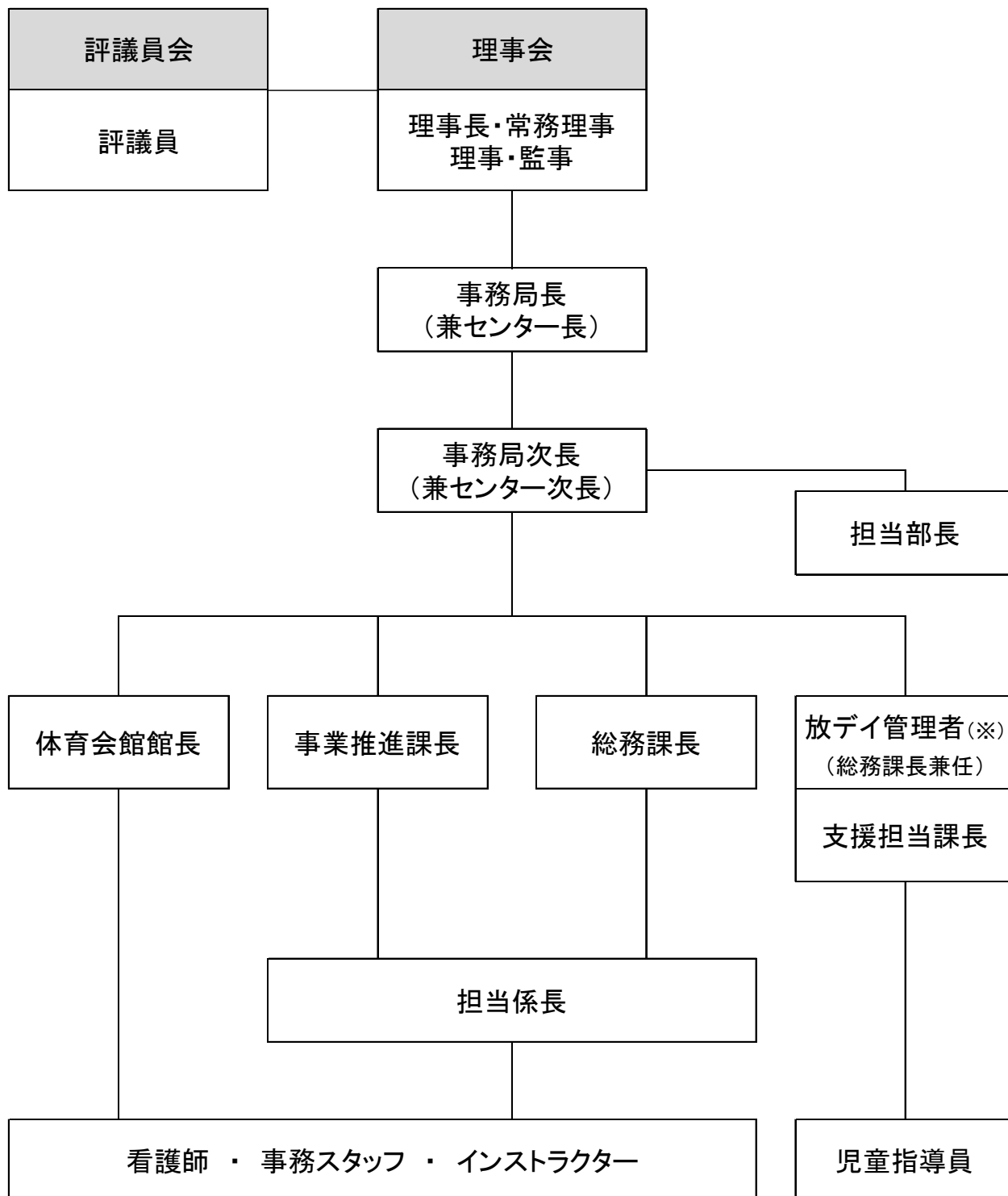
この答申を受け、京都市の障害者がスポーツを通じて、その全面的発達と健康の増進を図り、豊かな生活が享受できるよう、心身障害者のスポーツ指導と指導者の養成、心身障害者の更生のために必要な生活・その他の相談・指導等を中心になって積極的に行っていくために「財団法人京都市障害者スポーツ協会」を設立し、京都市障害者スポーツセンターの管理及び運営の受託とあわせ、障害者の健康を図り、障害者の福祉の向上に貢献しようとするものです。

役員・評議員名簿

令和6年6月19日現在（五十音順）

役職	氏名	所属等
理事長	加藤 博史	龍谷大学名誉教授
常務理事	宮崎 秀夫	京都市障害者スポーツセンターセンター長
理事	市田 哲郎	（一社）京都府医師会理事
理事	小谷 吉弘	（一社）京都手をつなぐ育成会理事
理事	坂野 晴男	（一社）京都障害者スポーツ振興会副会長
理事	阪本 一郎	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室長
理事	櫻井 貞子	（公社）京都市身体障害者団体連合会理事
理事	櫻井 陽子	京都市聴覚言語障害センター所長
理事	静 津由子	（公社）京都精神保健福祉推進家族会連合会専務理事
理事	白石 真古人	（公財）京都新聞社会福祉事業団常務理事
理事	山口 薫	京都市文化市民局市民スポーツ振興室長
理事	森田 美千代	日本パラアーティスティックスイミング協会会長
監事	池田 健	のぞみ竹田キャンパス所長
監事	遠藤 洋一	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室企画・社会参加推進課長
監事	堀村 不器雄	堀村公認会計士事務所所長(公認会計士・税理士)
評議員	荒川 林太郎	（福）京都市社会福祉協議会事務局長
評議員	伊丹 映子	（公社）京都市身体障害児者父母の会連合会副会長
評議員	大泉 清貴	（公社）京都市身体障害者団体連合会事務局長
評議員	川端 一彰	（一社）京都障害者スポーツ振興会会長
評議員	後藤 弘雅	京都市地域リハビリテーション推進センター担当部長
評議員	坂本 貴文	京都市教育委員会指導部総合育成支援課長
評議員	内藤 雅子	（一社）京都ボランティア協会常務理事
評議員	高田 加寿子	京都市立総合支援学校校長会（京都市立鳴滝総合支援学校校長）
評議員	時森 康郎	京都卓球バレー協会会長

事務局組織図



(※) 放課後等デイサービス事業所 管理者

目 次

公益財団法人京都市障害者スポーツ協会の概要	1
役員・評議員名簿	2
事務局組織図	3

I 事業の紹介

京都市障害者スポーツセンター、京都市障害者教養文化・体育会館

1 障害のある人のスポーツの振興事業

(1) 教室等開催事業	6
(2) スポーツ大会等開催事業	11
(3) 各種スポーツ体験会等開催事業	16
(4) 講習会等開催事業	19
(5) 全国障害者スポーツ大会京都市選手団派遣事業	21
(6) 地域におけるスポーツ振興事業	22

2 障害のある人の健康の維持・増進に関する事業

(1) 健康のための運動指導事業	24
(2) 相談事業	26

3 障害のある人の文化・レクリエーションの振興事業

(1) 文化教室等開催事業	27
(2) レクリエーション教室等開催事業	29

4 障害のある人への理解を進めるための事業

(1) イベント等開催事業	31
(2) 交流事業	31

放課後等デイサービス『ぱらすぽ』

児童福祉法に基づく障害者通所支援事業	33
--------------------	----

Ⅱ 利用状況

1 管理運営する施設の利用状況

- (1) 登録状況（令和 6 年 3 月現在） 3 5
- (2) 令和 5 年度障害別利用状況 3 5

2 京都市障害者スポーツセンター

- (1) 年度別利用者数 3 6
- (2) 月別利用者数 3 6
- (3) 施設別利用者数 3 7
- (4) 曜日・時間帯別利用者数 3 7
- (5) 登録状況 3 8

3 京都市障害者教養文化・体育会館

- (1) 年度別利用者数 3 9
- (2) 月別利用者数 3 9
- (3) 施設別利用者数 4 0
- (4) 曜日・時間帯別利用者数 4 0
- (5) 登録状況 4 1

Ⅲ 資料

- 1 公益財団法人京都市障害者スポーツ協会定款 4 2
- 2 令和 5 年度決算報告（概要） 5 0
- 3 京都市障害者スポーツセンター条例 5 1
- 4 京都市障害者教養文化・体育会館条例 5 6

I 事業の紹介

京都市障害者スポーツセンター、京都市障害者教養文化・体育会館

1 障害のある人のスポーツの振興事業

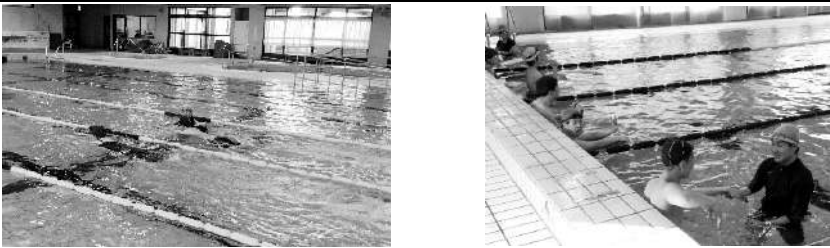
(1) 教室等開催事業 (13 事業 1,978 人)

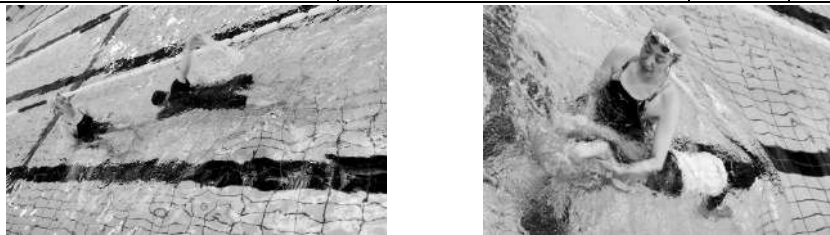
障害や年齢等に合わせて、楽しみながら技術の習得や向上を目指すための「教室」、「ワンポイントレッスン」、「練習会」等を開催しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
1	こども水泳教室 1・2	障害のある人 (小学生から中学生まで)	12	151	センター
					
	子どもたちが練習に飽きないように、潜ってジャンプやスタッフとバタ足競争等、常に遊びを取り入れながら教室を進めました。できるようになったことや頑張ったことを積極的にほめ、やる気や自信につなげながら水泳を楽しみました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
2	ペア水泳教室 1・2	障害のある人と その介助者	6	67	センター
					
	陸上では難しい動きでも水の中では自分で自由に水中運動を楽しめるように、浮力を利用した水中でのバランス感覚を身につけ、一人で歩く練習や浮いて立つ、泳ぐ練習等を行いました。個々の障害や泳力に合わせた取組内容を設定し、それぞれが目標を持って楽しみながら練習しました。介助者には補助の方法も伝えて、今後のプール活動に活かせるように実施しました。				

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
3	トビウオ水泳教室 1・2・3・4	25m以上泳げる中学生以上の障害のある人	12	115	センター
					
	当センターで開催する「水泳ミニ記録会」で自己ベストタイムを出すことを目標に、障害や泳力に合わせたメニューを作成して練習を行うとともに、自主練習もできるように個々の改善点についてアドバイスしました。受講者は水泳ミニ記録会では自己ベストを更新するなど練習の成果を発揮することができました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
4	水泳ワンポイントレッスン	障害の有無を問わない	20	186	センター
					
	このワンポイントレッスンでは、参加者が希望する泳法を障害に合わせてアドバイスしました。短時間のレッスンですが、参加者には知りたいことに焦点を絞った指導が好評でした。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
5	パラアーティスティックスイミングフェスティバル練習会	障害の有無を問わない	24	503	センター
					
	パラアーティスティックスイミングフェスティバルに参加するクラブのメンバーを対象に実施しました。日本パラアーティスティックスイミング協会の指導のもと、参加者はフェスティバルの出場に向けてよい演技が披露できるように、熱心に練習に取り組みました。フェスティバル当日は、堂々とした演技が見られました。				

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
6	春休みこども体操教室	障害のある人(小学生)	4	57	センター
	 マット運動、とび箱運動、鉄棒運動の3種目を実施しました。 4日間の短期間でしたが、参加者は補助を受けながら様々な動作にチャレンジしました。 新たな動きができたときの達成感や自信の獲得につなげることができ、参加者にとって満足度の高い教室となりました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
7	アーチェリー体験教室【新規】	障害のある人(中学生以上)	4	35	センター
	 京都府アーチェリー連盟の小笹佳会子氏を講師に招き、アーチェリー体験教室を開催しました。 初めてアーチェリーを体験する人が多く、障害に合わせた練習を行いました。腕の筋力の弱い人には、弓具を台に固定して、全身を使って弦を引けるように工夫をすることで、参加者全員が的を射貫くことができ、爽快感を味わうことができました。				

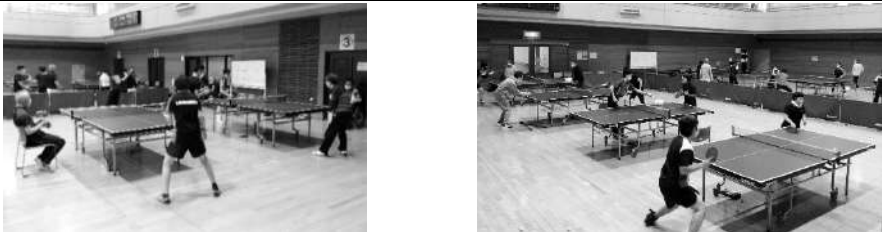
No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
8	アスリート支援「水泳」	障害のある人	18	34	センター
					
	サントリーチャレンジド・スポーツアスリート奨励金を活用して、大内秀真選手（日本パラ水泳連盟育成指定選手）を支援しました。練習場所の提供をはじめ競技会にセンター職員が帯同して大会出場をサポートしました。その結果、大会では目標としていた自己ベストタイムを出し、見事メダルを獲得することができました。				

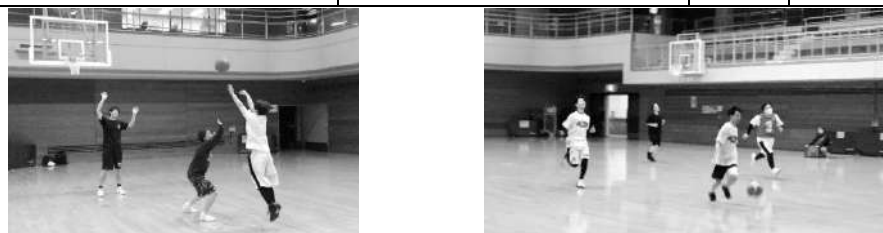
事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
9	アスリート支援 「シッティングバレーボール」	障害のある人	17	125	センター
					
	シッティングバレーボール女子日本代表の赤倉幸恵選手、吉本晶琳（ひかり）選手に対して、支援を行いました。2名の選手は、2023 アジア・オセアニア SITTING VOLLEYBALL 選手権大会及び中国・杭州で開催されたアジアパラ競技大会に出場し、両大会とも銅メダルを獲得しました。吉本選手は、同大会で個人賞（ブロック）を受賞するなど、さらなる活躍が期待されています。今後も選手が活躍できるように、支援・応援していきます。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
10	アスリート支援 「車いすバスケットボール」	障害のある人	23	45	センター
					
	車いすバスケットボール女子日本代表の柳本あまね選手に対して、集中してシュート技術の向上に取り組むことができる場所を提供しました。2022 年開催の杭州アジアパラ大会では見事銀メダルを獲得、次の目標であるパリパラリンピック 2024 への出場に向けて、より熱心に練習に取り組んでいます。				

事業の紹介

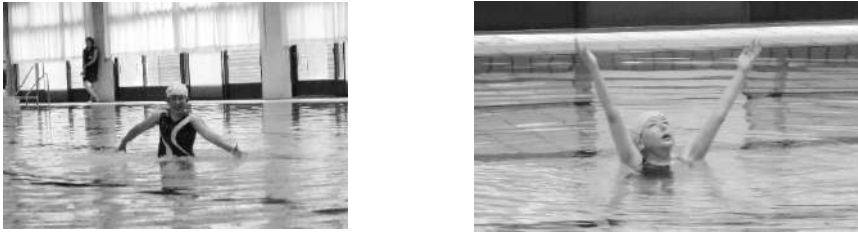
No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
11	技術力向上練習会「卓球」	障害のある人	7	189	センター
	共催				
	一般社団法人京都障害者スポーツ振興会				
		全国障害者スポーツ大会に出場する選手や、これから出場を目指す選手達が熱心に練習に励んでいました。参加者同士の交流を図ることで、互いに刺激され、大会出場へのモチベーションの向上につながりました。			

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
12	技術力向上練習会 「バスケットボール」【新規】	療育手帳の交付を受けている人	21	146	センター
					
	全国障害者スポーツ大会出場を目指す練習会を開催しました。参加者は少しずつ増えてきており、他県のチームとも合同練習会を行うことで互いに刺激を受けることができ、同大会出場に向けて意欲をさらに高めています。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
13	卓球サポートタイム 1・2・3	障害のある人	18	325	体育会館
	 				
	ボランティアの相手選手を入れ替えながらマンツーマンで打ち合う等、参加者は卓球を楽しむことができました。 卓球を始めたい、またやりたい人が多くの人とプレイすることで卓球に気軽に親しめる機会を提供できました。				

(2) スポーツ大会等開催事業 (11 事業 915 人)

障害のある人々の社会参加の推進や、障害のある人々に対する理解を深めることをはじめ、日ごろの練習成果を発揮する場を提供し、モチベーションの向上を図るとともに、競技力の向上やスポーツの普及・振興を目的に各種スポーツ大会を開催しました。

No.	事業名	対象	延人数	場所
1	パラアーティスティックスイミングソロ競技会	障害のある人	37	センター
	共催			
	日本パラアーティスティックスイミング協会、一般社団法人京都障害者スポーツ振興会			
	 新型コロナウイルス感染症の影響により、3年ぶりに開催しました。 演技の出来や技術を競う今大会は、10月開催のフェスティバルとは異なり、各演技ごとに審判員による採点があり、参加者がさらに意欲をもって競技力の向上を目指す機会となりました。また研修会では、ソロ競技の充実に向けたクラス分けや演技の課題について研修を行いました。			

No.	事業名	対象	延人数	場所
2	京都日吉ヶ丘ライオンズクラブ杯 第1回京都パラボッチャ競技大会 【新規】	障害のある人 ※チーム戦のみ障害のない人も参加可	71	センター
	共催			
	京都日吉ヶ丘ライオンズクラブ、一般社団法人京都障害者スポーツ振興会			
	 ボッチャ競技のさらなる普及や選手の発掘等を目的に開催しました。個人戦は障害のある8名が参加し、チーム戦は障害のある人1名以上を含む3名で編成した12チームの参加がありました。ゲーム中は勝負どころで白熱した駆け引きが見られましたが、ゲーム後は、障害の有無にかかわらず、交流を深める和やかな場面が多く見られました。			

事業の紹介

No.	事業名	対象	日数	延人数	場所
3	第 31 回パラアーティスティック スイミングフェスティバル	障害の有無を問わない	2 日	251	センター
	共催				
	日本パラアーティスティックスイミング協会、一般社団法人京都障害者スポーツ振興会 公益財団法人京都新聞社会福祉事業団				
	 今大会はコロナ前の大会運営に近づけて開催しました。 各演技終了後には、アーティスティックスイミング委員会の審判員による講評が行われ、今後の演技の質を高めていけるように、細やかなアドバイスがされるなど、参加者の次回大会へのモチベーションの向上につながりました。 閉会式では、エギジビションとして京都踏水会水泳学園の皆さんによる、ソロとチームの演技を披露していただき、素晴らしいパフォーマンスを間近で見ることができました。 参加者たちは、このフェスティバルへの参加を通して「日ごろの練習を発表する機会」がいかに重要かを改めて感じるすることができました。				

No.	事業名	対象	延人数	場所
4	第 34 回 京都車いすハンドボール大会	障害のある人 ※障害のない人も参加可	83	センター
	共催			
	一般社団法人京都障害者スポーツ振興会			
	 府内の 6 チームの参加がありました。各ゲームでは障害の有無にかかわらず、巧みなパス回しやコーナーを狙ったシュートなど、見応えのあるプレーが随所で繰り広げられました。			

事業の紹介

No.	事業名	対象	延人数	場所
5	第1回ふれあい スクエアボッチャ大会【新規】	障害の有無を問わない	102	センター
	共催			
	公益社団法人京都市身体障害者団体連合会、一般社団法人京都手をつなぐ育成会 一般社団法人京都障害者スポーツ振興会			
				
	当協会で作案したスクエアボッチャについては、これまでに体験会や大会等を開催していますが、関係団体と共催する初めての大会となりました。 大会当日は、障害の種類や程度に関係なくスクエアボッチャを楽しみ、狙い通りにボールを投げることができると歓声が上がり、チーム全員で喜ぶ姿が見られるなど、盛り上がる大会となりました。 今後も、関係団体と協力して、スクエアボッチャの普及拡大に努めていきます。			

No.	事業名	対象	日数	延人数	場所
6	第25回ボッチャ大会	障害のある人	2日	131	センター
	共催				
	公益財団法人京都新聞社会福祉事業団、一般社団法人京都障害者スポーツ振興会				
					
	京都ボッチャ協会に審判として協力いただき、チーム戦、ペア戦、個人戦（BCクラス、オープンクラス）を2日に分けて実施しました。体験会を通じて初めて大会に参加した人から、ベテランの人まで幅広い人達の参加があり、いずれのクラスも大変盛り上がりました。				

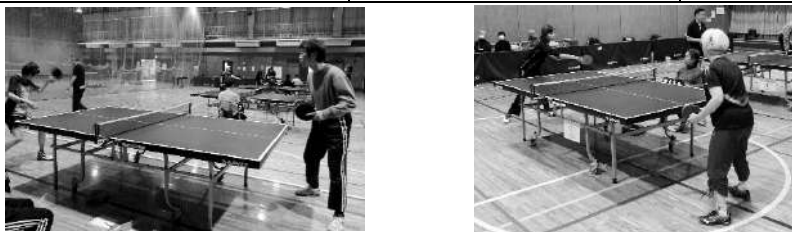
事業の紹介

No.	事業名	対象	延人数	場所
7	京都洛北ライオンズクラブ杯 第5回スクエアボッチャ大会	障害の有無を問わない	64	センター
	共催			
	京都洛北ライオンズクラブ			
	 京都洛北ライオンズクラブ様より、スクエアボッチャボール一式の寄贈及び大会運営に対する協力の他、クラブチームとしての参加もありました。 参加者の中には、外部で開催しているスクエアボッチャのイベントに参加した人からも多数の申込みがあり、スクエアボッチャの普及が感じられました。			

No.	事業名	対象	延人数	場所
8	第11回電動車いすサッカー・ フレンドリーサンガカップ	日本電動車椅子サッカー 連盟登録チーム	80	センター
	共催			
	株式会社京都パープルサンガ			
	 京都、大阪、奈良、福井からの参加4チームでのトーナメント戦を行いました。 開会式では、京都サンガF.C.の選手からの応援メッセージに参加者のゲームへの熱気が高まりました。 ゲームでは、相手の選手間を縫ってパスをつなげたり、ボールのコースを読んでカットしたり、巧くみな車いす操作による好プレーが随所に見られました。			

事業の紹介

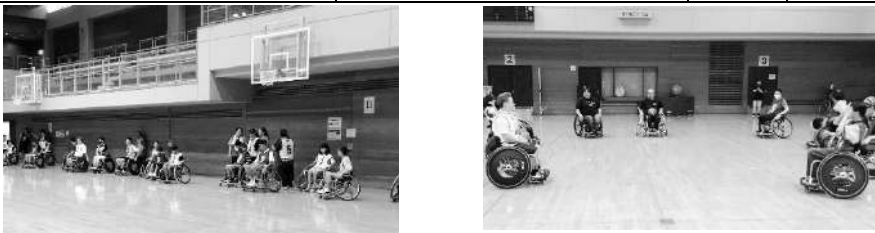
No.	事業名	対象	延人数	場所
9	水泳ミニ記録会	障害のある人	21	センター
	 自己ベストタイムを出すことができた人や、練習どおりの泳ぎができた人等、喜んでいる姿が見られました。また、参加者同士で互いの泳ぎを見たり、応援し合う等、交流を深めることができたようでした。			

No.	事業名	対象	延人数	場所
10	交流卓球大会	障害の有無を問わない	21	体育会館
	 参加者を3チームに分けて、チーム対抗戦を行いました。競技歴が長い人同士の対戦は白熱し、競技歴の短い人は緊張しつつも相手との対戦を楽しんでいました。			

No.	事業名	対象	延人数	場所
11	第1回京都市民ボッチャ大会【新規】	障害の有無を問わない	54	体育会館
	共催			
	一般社団法人京都障害者スポーツ振興会			
	 本大会は、京都府民総体・ボッチャ競技の京都市予選会を兼ねて行われました。各試合ごとに熱戦が繰り広げられ、ファイナルショットで逆転するようなシーンも多く見られました。			

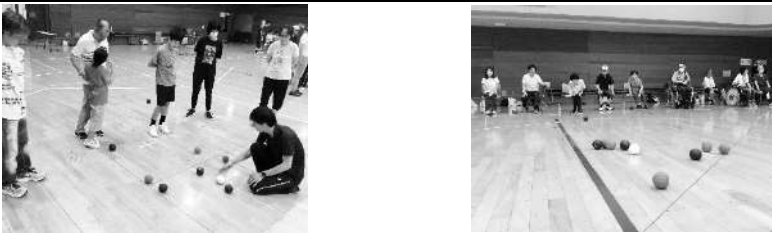
(3) 各種スポーツ体験会等開催事業 (7 事業 758 人)

各種パラスポーツの紹介や体験を通じて、障害者スポーツの裾野を広げることを目的に実施しました。

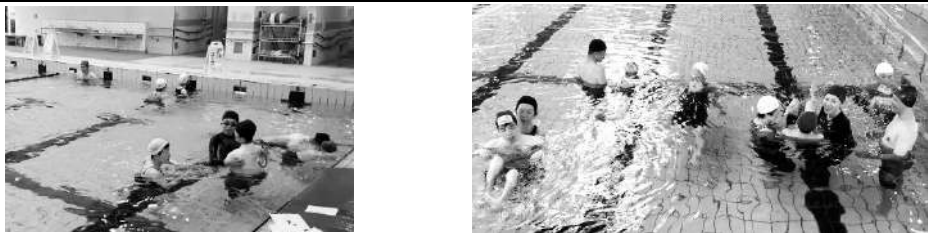
No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
1	パラスポーツ体験会 「車いすバスケットボール」	障害の有無を問わない	1	44	センター
					
	パラリンピアンの方根泰子さんを講師に迎えて開催しました。車いす操作など練習を行った後、ゲームを体験しました。素早く動くことが難しい人にはゆっくり動いたり、視覚に障害のある人には音声で方向やボールの位置を伝えたりするなど、障害に応じて工夫を凝らしながら、車いすバスケットボールを楽しみました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
2	パラスポーツ体験会 「シッティングバレーボール」	身体障害者手帳の交付を受けている人及び障害のない人	4	40	センター
					
	シッティングバレーボールの普及拡大を目的に開催された本体験会には、初めて参加した人も多く、この競技で興味を持っていただくことができました。また、当センターで練習されている全日本代表チーム強化指定選手の呼びかけで、他府県の強化指定選手も参加するなど、体験会は大いに盛り上がりしました。				

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
3	パラスポーツ体験会「ボッチャ」	障害の有無を問わない	7	232	センター
					
	障害のある人もない人も一緒にコミュニケーションをとりながら戦術を考え、ボッチャを楽しみました。初めて参加する人はルールの説明を聞きながら、ゲームに参加できたので、ボッチャの魅力を感じることができました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
4	パラスポーツ体験会「スクエアボッチャ」	障害の有無を問わない	7	207	センター
					
	「ボッチャ」をベースに当協会が考案した「スクエアボッチャ」。障害の有無にかかわらず、体験会当日に顔を合わせた人と戦術を相談しながらプレーするなど、参加者同士の交流が図られました。また、スクエアボッチャ大会が近づくにつれて、大会出場を目指すチームの参加が増えました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
5	ハロウィック水泳法のつどい	ハロウィックスイミングクラブ京都に所属する人	14	204	センター
					
	新型コロナの沈静化に伴い、新しい参加者も加わり開催しました。 ゲームプログラムなども再開したので、介助者も一緒にプログラムを楽しんでいました。				

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
6	車いすバスケットボール体験会	障害の有無を問わない	1	10	体育会館
					
	車いすバスケットボールチーム（協力：京都 UPS）によるデモンストレーションと、車いすの操作方法やルール説明に加え、実際に模擬試合を体験しました。参加者は慣れない車いすを操作してシュートを打つなど、車いすバスケットボールを楽しんでいました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
7	レクリエーションスポーツ体験会	障害の有無を問わない	12	21	体育会館
					
	「スクエアボッチャ」と、「バドミントンバレー」との二種目を実施しました。スクエアボッチャでは、チーム毎にボールをジャックボール近くに投げて寄せたり、他のチームのボールをはじき飛ばすなどの駆け引きを楽しんでいました。				

パラスポーツ体験会
「車いすバスケットボール」



パラスポーツ体験会
「シッティングバレーボール」



パラスポーツ体験会「スクエアボッチャ」

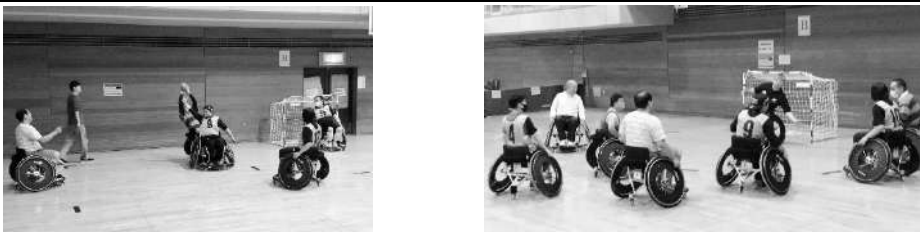


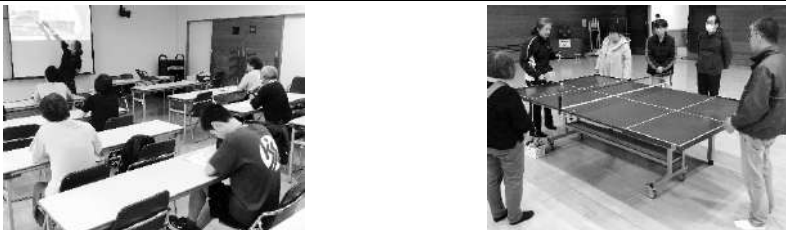
ハロウィック水泳法のつどい



(4) 講習会等開催事業 (5 事業 118 人)

障害のある人がスポーツに取り組みやすい環境づくりを支援するために、講習会や研修会等を通じて、各種パラスポーツの審判や運営スタッフ等の育成を図るとともに、併せて競技力の向上を目指しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
1	車いすハンドボール講習会	障害の有無を問わない	5	84	センター
	共催				
	一般社団法人京都障害者スポーツ振興会				
	 毎回試合形式で練習を行いました。選手として大会参加を目指す人も審判を目指す人も、実践練習をする中でルールを確認することができました。昨年に引き続き、本講習会参加者から1チーム編成し、京都車いすハンドボール大会に出場しました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
2	センター登録ボランティア養成講座	センターでボランティア活動を希望する人 (中学校卒業以上)	2	13	センター
	 障害の種類や障害者スポーツをはじめ、ボランティア活動に必要な講義を行いました。また受講者には卓球バレーの体験や、アイマスクを着けて手引きなしで音を頼りに歩く等の体験をしていただきました。受講者には、座学だけでなく障害者スポーツを実際に体験することができたと好評でした。				

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
3	センター登録ボランティア スキルアップ研修会	センター 登録ボランティア	2	15	センター
					
	視覚障害者とスポーツをテーマに講義を行いました。講義では介助方法についての座学その他、サウンドテーブルテニスやゴールボール競技を動画で視聴した後に、介助法の実地やサウンドテーブルテニス等の障害者スポーツを行いました。受講者は見えない状況での移動やスポーツ体験をしたことで、視覚に障害のある方に対する理解を深めることができました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
4	体育会館登録ボランティア 養成講習会	障害の有無を問わない (中学校卒業以上)	1	3	体育会館
					
	体育会館で従事していただくボランティアの養成を目的に実施しました。特に、ボランティアの果たす役割について学びました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
5	体育会館登録ボランティア スキルアップ研修会	障害の有無を問わない	1	3	体育会館
					
	本研修会は、障害のある人のスポーツ活動のお手伝いや、地域でのボランティア活動に携わる人を対象に、様々な技術や知識等を取得していただくことを目的に開催しています。今回は「心肺蘇生法」と「AED の使用方法」の研修を行いました。				

（５）全国障害者スポーツ大会京都市選手団派遣事業

京都市から委託を受け、特別全国障害者スポーツ大会（燃ゆる感動かごしま大会 10月28日～30日）に京都市選手団を派遣しました。

（１）選手選考会（4/7）、京都市選手団連絡会議（5/12）及び結団式（10/13）の開催

（２）強化練習会の実施

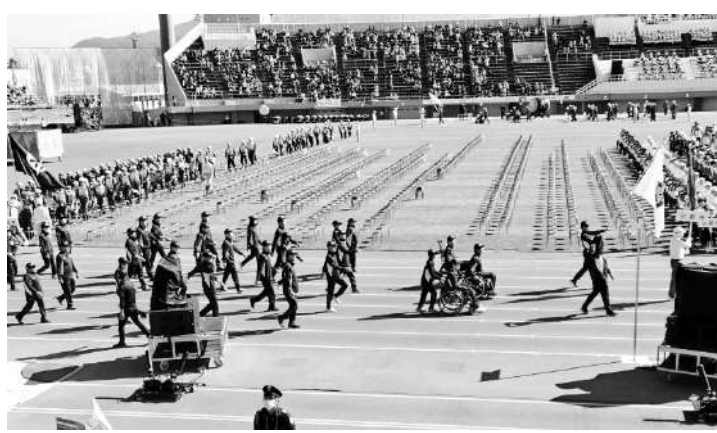
競技名	会場	実施回数
陸上	京都府立丹波自然運動公園、山城総合運動公園	8
フライングディスク	京都府立丹波自然運動公園、山城総合運動公園	8
水泳	京都市障害者スポーツセンター	11
卓球	京都市障害者スポーツセンター	11
アーチェリー	サン・ウッド市原アーチェリーレンジ	8
ボウリング	アミューズメントパーク吉祥院	10

（３）特別全国障害者スポーツ大会（燃ゆる感動かごしま大会）への京都市選手団の派遣

選手 24 人、役員 27 人

メダル獲得数 金 4 個、銀 8 個、銅 7 個

派遣期間：10月26日～10月31日（6日間） ※大会期間：10月28日～30日



(6) 地域におけるスポーツ振興事業

住み慣れた地域社会の中で、障害のある人となない人が共にスポーツを楽しめる環境を整備することを目的に、行政機関、学校、スポーツ振興のための関係機関と連携し、福祉施設や小中学校、関係団体のイベント等へ職員を派遣し、体験会、イベント等を実施しました。

また、地域における障害者スポーツの普及・振興のための活動に携わる指導者等の育成を図るため、大学等教育機関と連携し、障害者スポーツの体験やボランティア活動の場を提供しました。

(1) パラスポーツ紹介学校訪問（派遣先 3 件 291 人）

派遣先	内容	延人数
京都市立紫竹小学校	車いすバスケットボール	63
京都市立嘉楽中学校	スクエアボッチャ	85
京都市立七条中学校	スクエアボッチャ	143
 紫竹小学校では、京都紫竹ロータリークラブ様の御支援により、パラリンピアンの方根泰子氏をはじめ、6 人の講師を招き、車いすバスケットボールの体験会を実施しました。また、嘉楽中学校、七条中学校では、スクエアボッチャの体験会を実施するなど、障害者スポーツを通して障害のある人への理解を深めることができました。		

(2) 大学等との連携

京都医健専門学校の学生に、障害のある人との交流の場として、ボランティア活動の場を継続して提供しました。

「モルック」などのニュースポーツの体験コーナーを、障害のある人も楽しめるよう学生が考え、当協会インストラクターと相談しながら、改良に改良を重ねて、提供しました。



(3) スポーツ備品の貸出し（77 件）

障害者スポーツの普及・振興のため、学校や関係団体等にスポーツ備品を貸し出しました。

施設	貸出備品
センター (41 件)	競技用車いす、スクエアボッチャ、ボッチャ、バドミントン用具、シッティングバレーボール用具、ハンドサイクル 他
体育会館 (36 件)	競技用車いす、ボッチャ、卓球バレー、レクリエーション用具 他

事業の紹介

(4) イベント・体験会の実施（派遣先 7 件 748 人）

派遣先	内容	延人数
京都市立総合支援学校交歓会	スクエアボッチャ	150
第 20 回みんなのスポーツフェスタ	スクエアボッチャ	111
左京区ふれあいまつり	スクエアボッチャ	271
公益財団法人ひかり協会	レクリエーション	33
京都市文化市民局市民スポーツ振興室 ・第 35 回市民スポーツフェスティバル	スクエアボッチャ	22
ダイバーシティースポーツ (墨田区実証実験支援事業)	スクエアボッチャ	24
上京区役所（上京区役所受託事業）	車いすバスケットボール	137



関係団体と協力して、パラスポーツのイベントや体験会を実施しました。

上京区役所では、車いすバスケットボール女子チーム「Cocktail(カクテル)」の選手を講師に招き、児童が車いすバスケットボールを体験しました。

(5) 研修会の実施（派遣先 5 件 252 人）

派遣先	内容	延人数
左京区スポーツ推進指導員会	スクエアボッチャ	23
西京区身体障害者団体連合会 ・第 45 回西京区身体障害者地域福祉のつどい	障害者スポーツセンターの 取り組み紹介	41
西京区民生児童委員協議会障害者部会	京都市の障害者スポーツの現 状報告及びパラアスリートの 講演	60
南民生児童委員会障害者福祉部会	スクエアボッチャ	43
北区民生児童委員会障害福祉部会	スクエアボッチャ	85



パラスポーツの普及と体験を通して、障害のある人への理解を深める場とする研修会を実施しました。

2 障害のある人の健康の維持・増進に関する事業

(1) 健康のための運動指導事業

障害のある人の心身の健康を維持・増進させることを目的に、ストレッチやエクササイズ、水中運動等の指導を行いました。また、施設等からの依頼により講師を派遣して運動指導を行いました。

(1) 教室等開催事業 (6 事業 1,079 人)

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
1	ストレッチ & かんたんエクササイズ	障害の有無を問わない	20	690	センター
					
	障害のある人もない人も一緒にストレッチやエクササイズを行いました。 ストレッチは全身をゆっくりと伸ばし筋肉の緊張をほぐし、エクササイズでは椅子に座ってラジオ体操や音楽に合わせたリズム運動を行い、楽しく体を動かすことができました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
2	水中ウォーク & アクア	障害の有無を問わない	20	289	センター
					
	参加者は、軽快な音楽に合わせて体を動かすとともに、浮力を利用して膝などに負担をかけずに、全身運動を行いました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
3	トレーニング室アドバイスタイム	障害のある人	14	26	センター
	トレーニング室利用者とコミュニケーションを図る中で、トレーニングに関する疑問や効果的な運動方法等について、その人の状況に応じたアドバイスをを行いました。				

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
4	救急法講習会 「京都市消防局普通救命講習」	障害の有無を問わない	1	17	センター
					
	左京消防署職員を講師に招き、実技では訓練用人形を使って実践しながら、心肺蘇生法やAEDを使用するまでのシミュレーションを行いました。 救命率を上げるためには、周囲に協力者を呼び掛けて心肺蘇生を行う上での役割分担の重要性を学びました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
5	からだ健やか講座 ～障害のある人への運動指導～	健康運動指導士及び 健康運動実践指導者の 資格保持者	1	33	センター
					
	ロコモティブシンドローム（加齢により身体運動に関わる器官の機能低下により移動機能が低下した状態）をテーマに、症状や原因、チェックテストの実施方法についての実技を行いました。また、下肢に障害のある人への運動指導の注意点についても学び、指導現場で役立つ内容を参加者は熱心に受講していました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
6	フィットネスタイム	障害の有無を問わない	12	24	体育会館
	 				
	運動する機会が少なくなった高齢の人を対象に、ストレッチやバランスボールなどの運動を無理のない範囲で実施しました。参加した人は健康維持のために、毎回熱心に取り組んでいました。				

事業の紹介

(2) 団体等からの依頼による指導（館内・館外）(1,263 人)

障害のある人の団体等に講師を派遣し、健康の維持・増進、レクリエーションを目的にスポーツ・運動の機会を提供しました。

派遣先	内容	回数	延べ人数
京都市こころの健康増進センター	卓球、ソフトバレー、 バドミントン	45	378
なづな学園	ストレッチング、体力づくりの 運動 レクリエーション	24	228
かしの木学園	ストレッチング、軽スポーツ レクリエーション	24	254
みぶ身体障害者福祉会館	ストレッチング、軽スポーツ	12	69
のぞみ竹田キャンパス	ストレッチング、軽スポーツ	7	334

(2) 相談事業

(1) スポーツ医事相談（センター）

内科医や整形外科医、理学療法士により、運動に関することを医学的にアプローチし、より適切な目標設定や指針づくりの手助けを図りました。

内訳	回数	件数
内科医師	6	17
整形外科医師	6	4
理学療法士	12	19

(2) 職員による新規利用者への面談

新規利用者に対して、施設の利用方法の説明や運動に関する情報を提供しました。

《面談数》 (人)

	肢体	視覚	聴覚言語	内部	療育	精神	合計
センター	89	31	8	30	130	143	431
体育会館	18	0	2	0	6	10	36

3 障害のある人の文化・レクリエーションの振興事業

(1) 文化教室等開催事業 (6 事業 183 人・6 団体)

スポーツ・運動だけでなく、文化活動を通して機能回復や豊かな情操の向上、仲間づくりに寄与することを目的に実施しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
1	茶道体験会	障害のある人とその介助者	1	14	センター
					
	茶道裏千家の中陳宗道氏（松峰会代表）を講師に迎え、松峰会会員の協力を得て開催しました。夏の暑い時期の開催でしたが、少しでも涼しく感じられるような茶器や床の間の掛け軸、美味しい和菓子とともに抹茶をいただきながら、「茶の湯」の心を学ぶ機会となりました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
2	ものづくり体験会	障害の有無を問わない	1	110	センター
	 				
	参加者が、各々に個性のある作品を作成し、完成した作品を家族やボランティアに見せるなど楽しんでいました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
3	書初め会	障害の有無を問わない	1	33	センター
	 				
	新春の恒例行事。筆を久しぶりに持つ人も多くいましたが、墨の香りが部屋中に広がる中、集中して半紙に向かい文字を書くことを楽しんでいました。 作品は館内に掲示し、来館者は新年の趣きを味わっていました。				

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
	作品展示コーナーの設置	障害のある人及び 障害者団体	11	個 人 5 団体 6	センター
4					
	障害のある利用者や障害者団体の作品の他、全国障害者スポーツ大会の写真を展示し、多くの人に鑑賞していただくことができました。また、毎月の展示を多くの人々が楽しみにされており、そのことを出展者に伝えると、とても喜ばれていました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
	お花の体験会	障害の有無を問わない	2	14	体育会館
5					
	講師に青山御流教授者の津田洋子氏を迎えて、季節の草花などをデザインして飾り、生活に彩りを添えていただくとともに、四季の移り変わりを楽しむことを目的に実施しました。参加されている人は、限られた時間の中ではありますが思い思いに花を生け、出来栄を楽しまれていました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
	作品展示コーナーの設置	障害の有無を問わない	8	7	体育会館
6					
	利用者が制作した作品を廊下壁面や展示ケースを利用して、展示するエリアを設け、来館した人たちに作品を鑑賞していただきました。作品制作者からは「元気なうちに旅行した先々で撮った思い出のある写真を他の人に見てもらえて嬉しいし、自分も思い出があるので懐かしい気持ちになり、ありがたいです」といった声が聞かれました。				

(2) レクリエーション教室等開催事業 (4 事業 1,313 人)

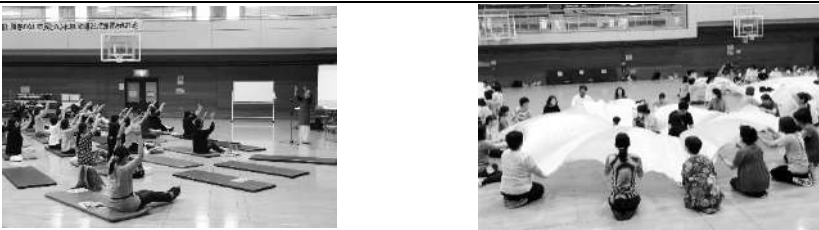
楽しみながら身体を動かすことにより、心身ともにリフレッシュし、健康的な身体づくりに役立てることを目的に実施しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
1	こどもレクリエーション教室1・2	障害のある人（小学生まで）	6	82	センター
					
	2 歳～11 歳までの幅広い年齢層の参加があり、年齢にあわせて難易度を変えて行いました。遊びの中で運動能力が向上するようにプログラムを構成しました。苦手な動きを毎回取り組むことで、できる動きの幅が広がり、達成感につながりました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
2	ふれあいスポーツ DAY	障害の有無を問わない	5	312	センター
					
	トランポリンやボッチャ、フライングディスクなど、障害のある人もない人も楽しみ、普段体験できない競技にも挑戦できることで、パラスポーツに興味をもっていただくきっかけづくりができました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
3	ふれあいスポーツの日	障害の有無を問わない	22	735	体育会館
					
	障害のある人もない人も、卓球とバドミントンを通じて和気あいあいとした雰囲気の中で交流していただくことを目的として実施しました。主に高齢者や主婦層の人が参加し、スポーツを楽しみました。				

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
4	ミュージック・ケア京都体験セミナー	障害の有無を問わない	1 (2日間)	184	センター
	共催				
	京都磁場の会、誕生日ありがとう運動京都友の会				
	 NPO 法人日本ミュージック・ケア協会理事長の宮本啓子氏、副理事長の伊藤美恵氏を講師に迎え、福祉や医療、療育、教育の各分野に携わる人たちが、ミュージック・ケアの理論と実技を学びました。 2 日目は、障害のある人たちも参加して、様々な音楽や道具を使用した実践プログラムを体験しました。				

こどもレクリエーション教室



ふれあいスポーツ DAY



ミュージック・ケア京都体験セミナー



4 障害のある人への理解を進めるための事業

(1) イベント等開催事業 (1 事業 530 人)

利用者や地域の人々に楽しく過ごせる場を提供するとともに、障害のある人となない人の交流を図ることにより、障害のある人に対する理解を深めることを目的に開催しました。

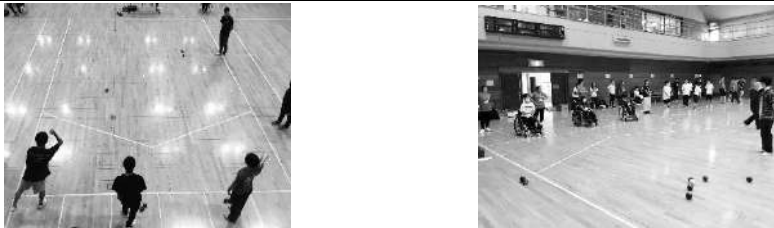
No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
1	冬のわくわくフェスタ	障害の有無を問わない	1	530	センター
	 ステージでは、吹奏楽の演奏やダンスが披露され、観覧者も一緒に音楽に合わせて体を動かしました。また、障害者作業所で作られた製品販売でたくさんの人が買い物を楽しまれていました。他にもゲームやスタンプラリーを実施し、子どもから大人まで多くの方が参加されました。				

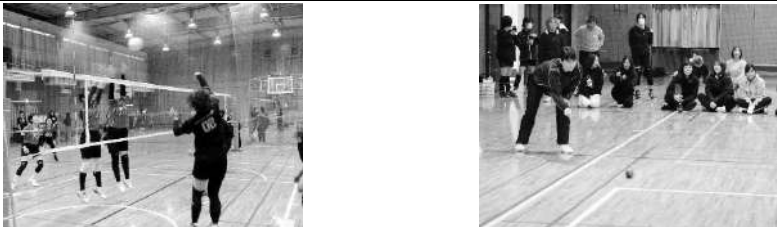
(2) 交流事業 (3 事業 455 人)

障害のある人となない人が共にスポーツを楽しみ、スポーツを通じて互いに理解し合い、触れ合うことを目的に開催しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
1	トヨタカローラ京都杯第4回 京都ボーダレスボッチャ大会	障害の有無を問わない	1 (2日間)	254	センター
	共催 一般社団法人京都障害者スポーツ振興会				
	 障害の有無にかかわらずチームを組んで対戦しました。64 チームが、4 ブロックに分かれて予選リーグを行い、各ブロックの1位チームがグランドチャンピオンリーグで最終順位を争いました。ゲーム中は、一投ごとに緊迫した空気が流れていましたが、ゲームが終わると笑顔でお互いの健闘を称えあう和やかな雰囲気に包まれていました。				

事業の紹介

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
2	京都学生ボッチャ交流大会 2023	京都府内の学校に在籍する児童・生徒・学生 障害の有無を問わない	1	107	センター
	共催 京都学生ボッチャ交流大会 2023 実行委員会、一般社団法人京都障害者スポーツ振興会				
					
	学生が中心となって準備を進めました。支援学校を含む 12 校から 16 チームの参加があり、ボッチャを通じて交流を深めました。どのゲームも一投ごとに一喜一憂する声が聞かれ、盛り上がりを見せていました。合間には、全員で阿波踊りを楽しむという企画もあり、参加者は楽しい 1 日を過ごしました。				

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
3	第 30 回レディースバレーボール大会	地域等で活動している女性のバレーボールチーム	1	94	体育会館
					
	バレーボール大会を通じて、チーム同士の交流とお互いの競技力を高めることを目的に開催しました。10 チームの参加があり、白熱した試合が繰り広げられました。 また障害のある人への理解を深めるため、パラスポーツ紹介としてスクエアボッチャを実施しました。				

児童福祉法に基づく障害者通所支援事業

放課後等デイサービス『ぱらすぽ』

これまで公益財団法人京都市障害者スポーツ協会が蓄積してきた障害者スポーツの知識・ノウハウ等を生かすことができる新たな事業として、令和4年7月に京都市障害者スポーツセンター内に放課後等デイサービス事業所「ぱらすぽ」を開所し、2年目を迎えました。

健康なからだづくりを目標に、基礎となる運動から、各種スポーツを体験する中で楽しみながらスポーツに親しめるきっかけづくりを行うとともに、園芸や創作活動などを通して、ものづくりの楽しさを体験、コミュニケーション能力や社会性を養っていくことを目指しています。

放課後等デイサービス「ぱらすぽ」のモットー

子どもたちを光り輝く存在に

～ やさしさとたくましさの根っこづくり ～

子どもの自尊心、自主性、個性の発揮

- 自分のいのちを丸ごと大切にできる力を育みます。
- 一人ひとりの自主性、創造性を育みます。
- 一人ひとりの個性を受け止め、個性を伸ばす力を育みます。



子どもの自立力、協調力の発揮

- 困難を乗り越える力や生き方をデザインし判断できる力を育みます。
- 異なる年齢や異なる障害のある仲間に気配りできる力を育みます。
- 「障害者スポーツセンターにある事業所」という利点を活かし、利用者との日常的なふれあいやイベントへの参加により、コミュニケーション力と社会のルールを学びます。



スポーツの喜びをいつまでも

- プールや運動施設での活動による健康なからだづくりやスポーツを楽しむきっかけづくりを支援します。
- 「ぱらすぽ」卒業後も、障害者スポーツセンターをひとつの居場所としてつながっていけるよう支援します。



Always On Your Side

事業の紹介

項目	内容						
開所日	令和 4 年 7 月 29 日						
利用定員	1 日 10 人						
利用対象	京都市内に在住する小学生から高校生までの障害児						
開所日数	231 日（平日 144 日、学校休業日 87 日）						
契約者数	31 人 【内訳】小学生（低学年）13 人、小学生（高学年）9 人、中学生 7 人、高校生 2 人						
利用者数 (延べ人数)	平日 延べ 854 人、学校休業日 延べ 550 人						
	(人)						
	月	平日		学校休業日		合計	
		利用者数	1 日平均	利用者数	1 日平均	利用者数	1 日平均
	4 月	50	4.5	54	6.0	104	5.2
	5 月	62	5.6	32	5.3	94	5.5
	6 月	98	5.8	27	6.8	125	6.0
	7 月	62	6.2	59	5.4	121	5.8
	8 月	25	6.3	87	5.4	112	5.6
	9 月	80	5.3	38	6.3	118	5.6
	10 月	73	5.6	24	6.0	97	5.7
	11 月	95	6.8	28	5.6	123	6.5
	12 月	70	5.8	48	8.0	118	6.6
	1 月	76	6.3	47	7.8	123	6.8
	2 月	98	7.0	40	8.0	138	7.3
3 月	65	5.9	66	7.3	131	6.6	
合計	854	5.9	550	6.3	1,404	6.1	
提供サービス	生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針を記載した個別支援計画に基づき、支援を行いました。 ・日常生活訓練：トイレ、食事、歩行、更衣、整理整頓等 ・集団生活適応訓練：遊び、スポーツ、創作活動等を通じた挨拶やルール等障害児に応じた訓練 ・創作的活動：書道、茶道、園芸、絵画、自由工作等 ・スポーツ：水泳、車いす体験、スクエアボッチャ、ボッチャ、パットゴルフ、卓球、跳び箱、マット運動、トランポリン、フライングディスク等 ・保護者相談：保護者からの相談に応じて、子育て等に対する助言						
その他	・ホームページによる情報発信 ・パンフレットの配布						

II 利用状況

1 管理運営する施設の利用状況

(1) 登録状況（令和6年3月現在）

（単位：人）

分類	肢体	視覚	聴覚言語	内部	療育	精神	合計
センター	6,671	1,547	1,225	1,713	6,139	2,253	19,548
体育会館	209	10	29	38	8	74	368
合計	6,880	1,557	1,254	1,751	6,147	2,327	19,916
構成比	34.5%	7.8%	6.3%	8.8%	30.9%	11.7%	100.0%

(2) 令和5年度障害別利用状況

（単位：人）

分類	肢体	視覚	聴覚言語	内部	療育	精神	計	介助 ボランティア	有料 利用者	合計
センター	28,543	3,669	3,753	9,017	30,994	11,631	87,607	41,907	21,359	150,873
体育会館	6,775	106	472	402	2,700	331	10,786	5,768	11,110	27,664
合計	35,318	3,775	4,225	9,419	33,694	11,962	98,393	47,675	32,469	178,537
構成比	19.8%	2.1%	2.4%	5.3%	18.9%	6.7%	55.1%	26.7%	18.2%	100.0%

センター ＝ 京都市障害者スポーツセンター

体育会館 ＝ 京都市障害者教養文化・体育会館

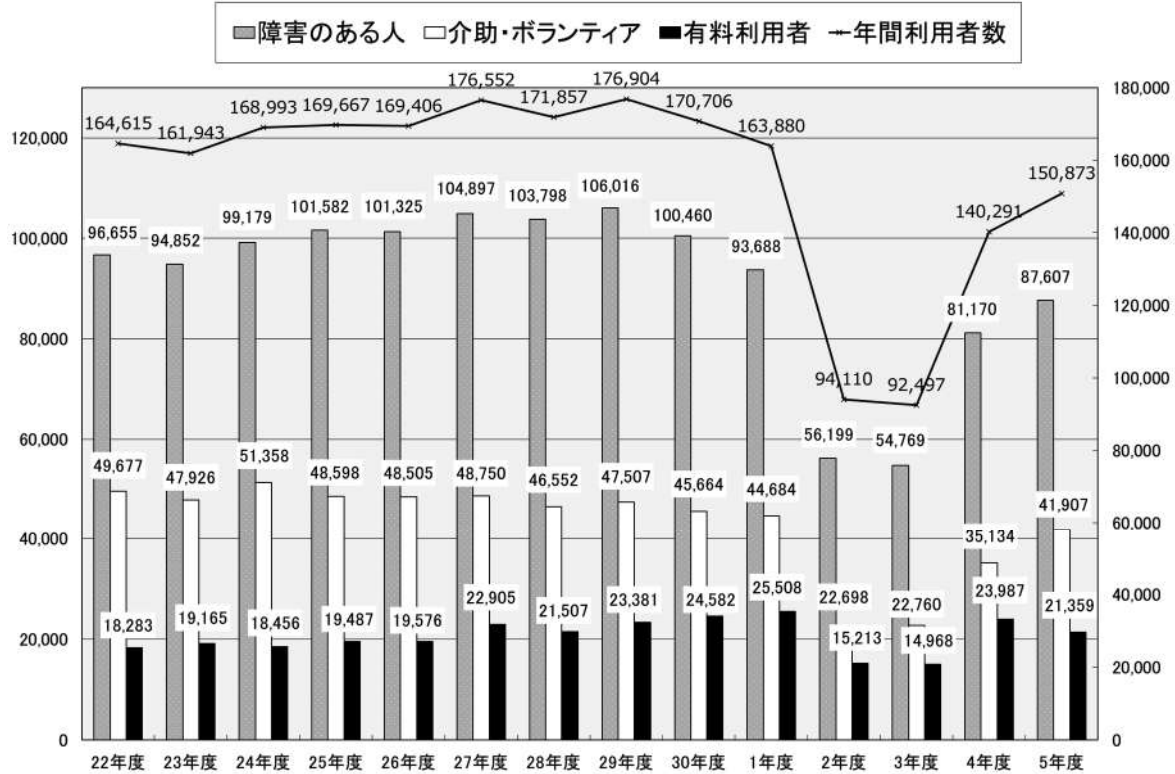
【参考】京都市における障害者手帳交付状況（令和6年3月現在）

（単位：人）

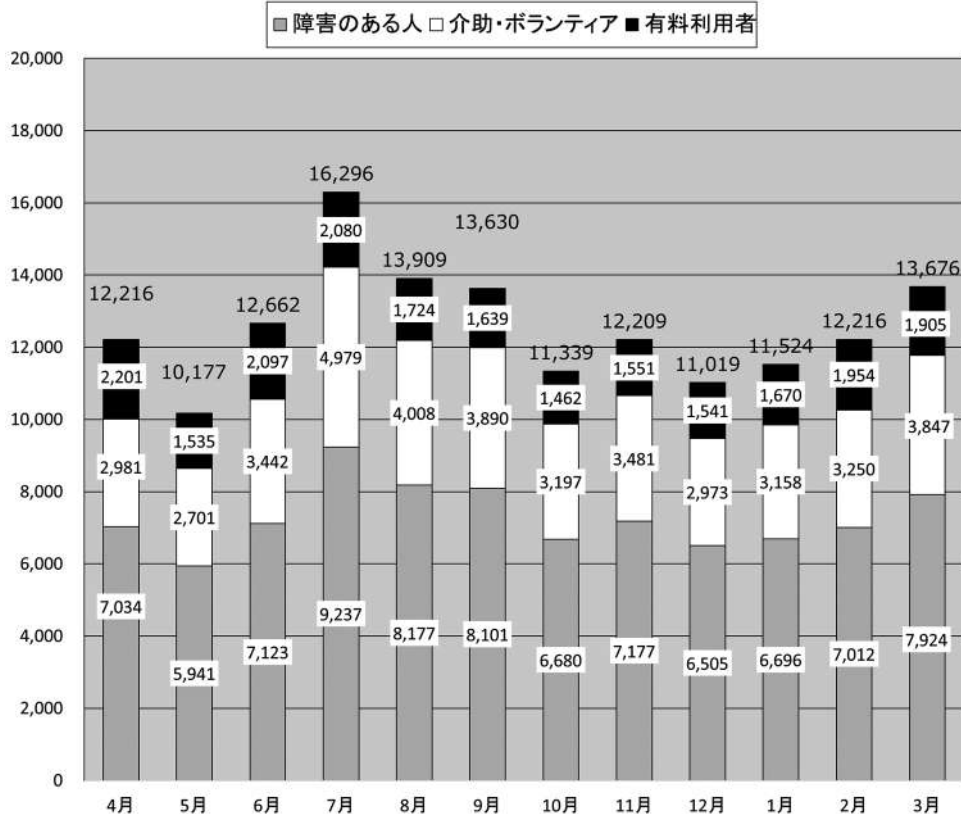
分類	肢体	視覚	聴覚言語	内部	療育	精神	合計
18歳未満	338	22	118	141	7,148	905	8,672
18歳以上	32,867	5,115	6,546	22,303	10,629	22,308	99,768
合計	33,205	5,137	6,664	22,444	17,777	23,213	108,440

2 京都市障害者スポーツセンター

(1) 年度別利用者数

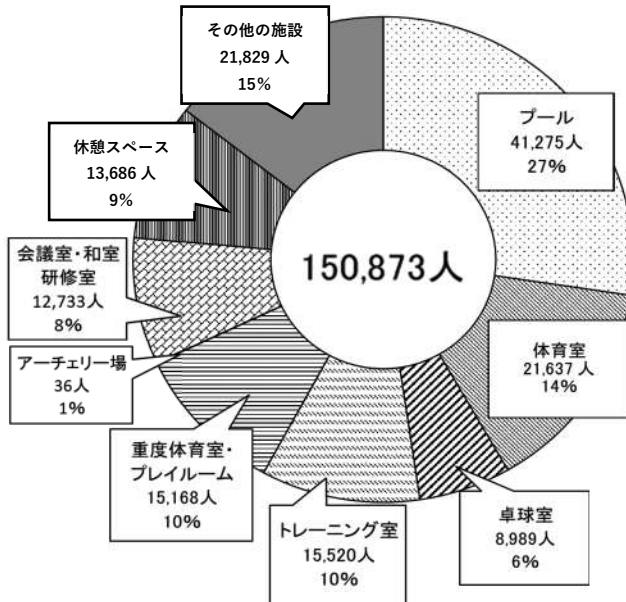


(2) 月別利用者数

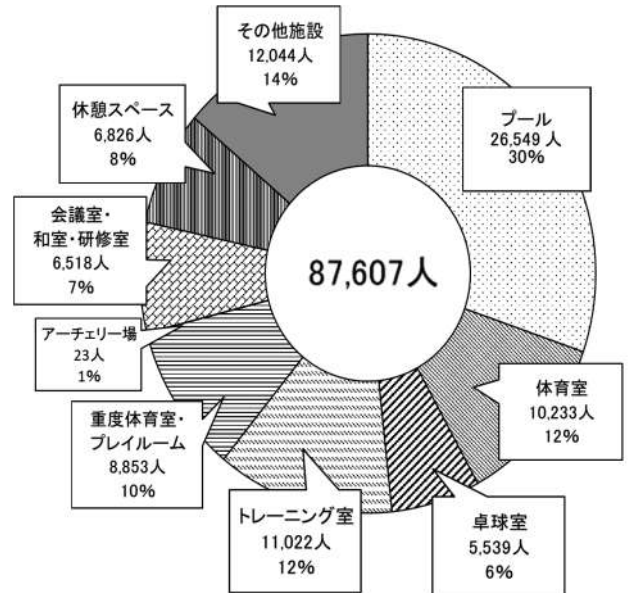


(3) 施設別利用者数

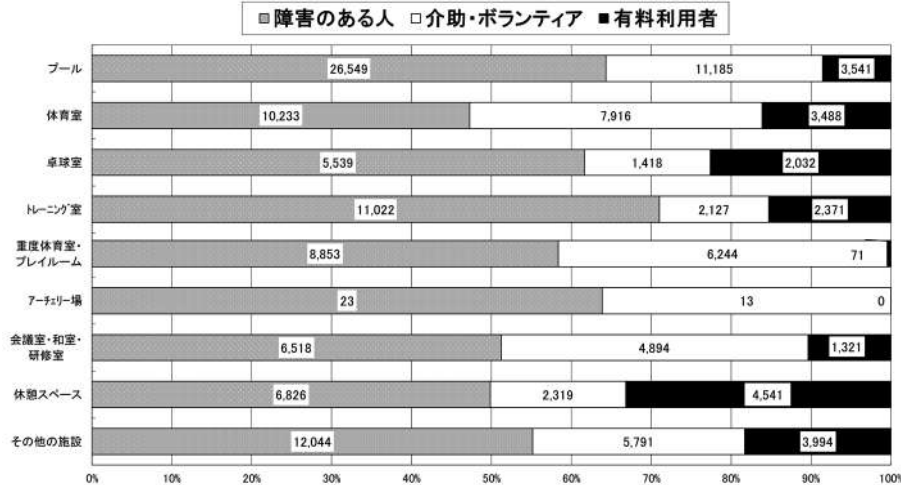
①総利用者数



②障害のある人の利用者数



③利用割合

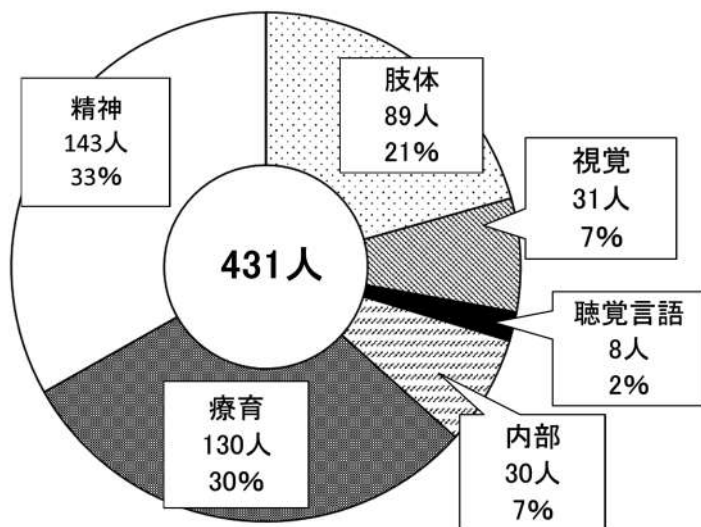


(4) 曜日・時間帯別利用者数

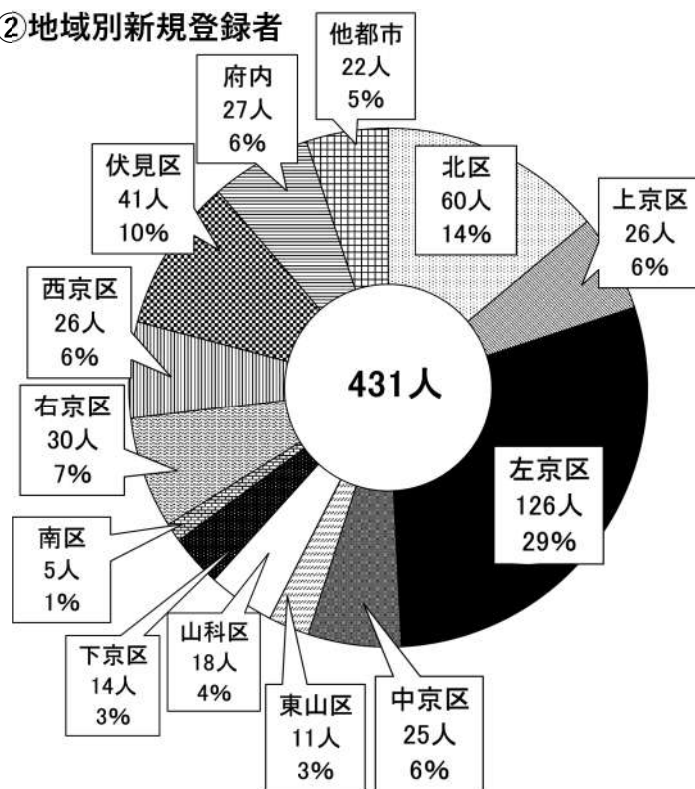


(5) 登録状況

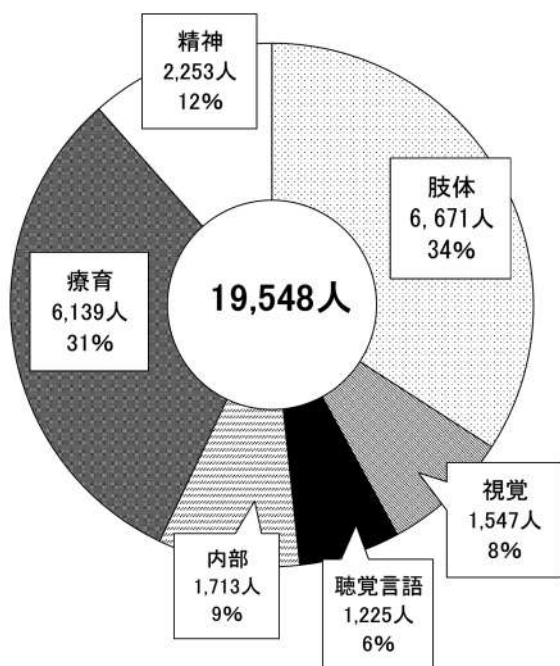
①障害別新規登録者



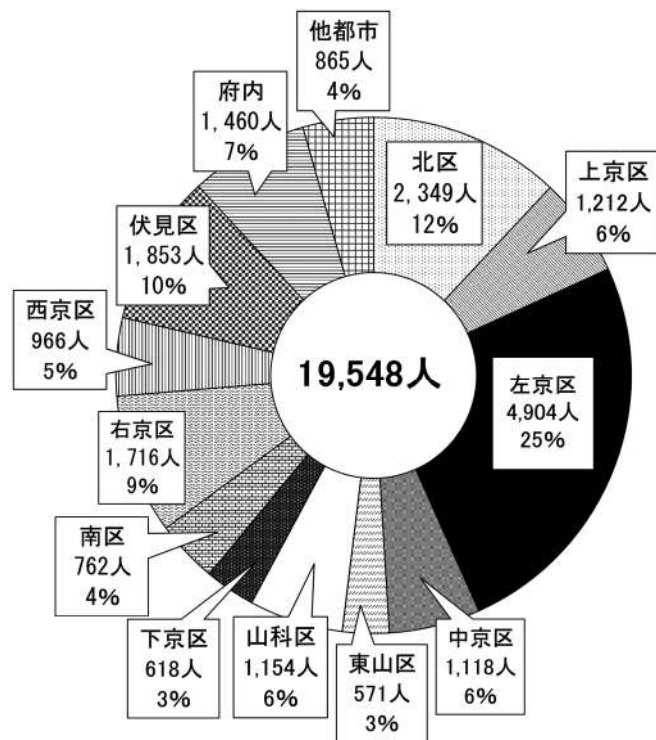
②地域別新規登録者



③障害別総登録者

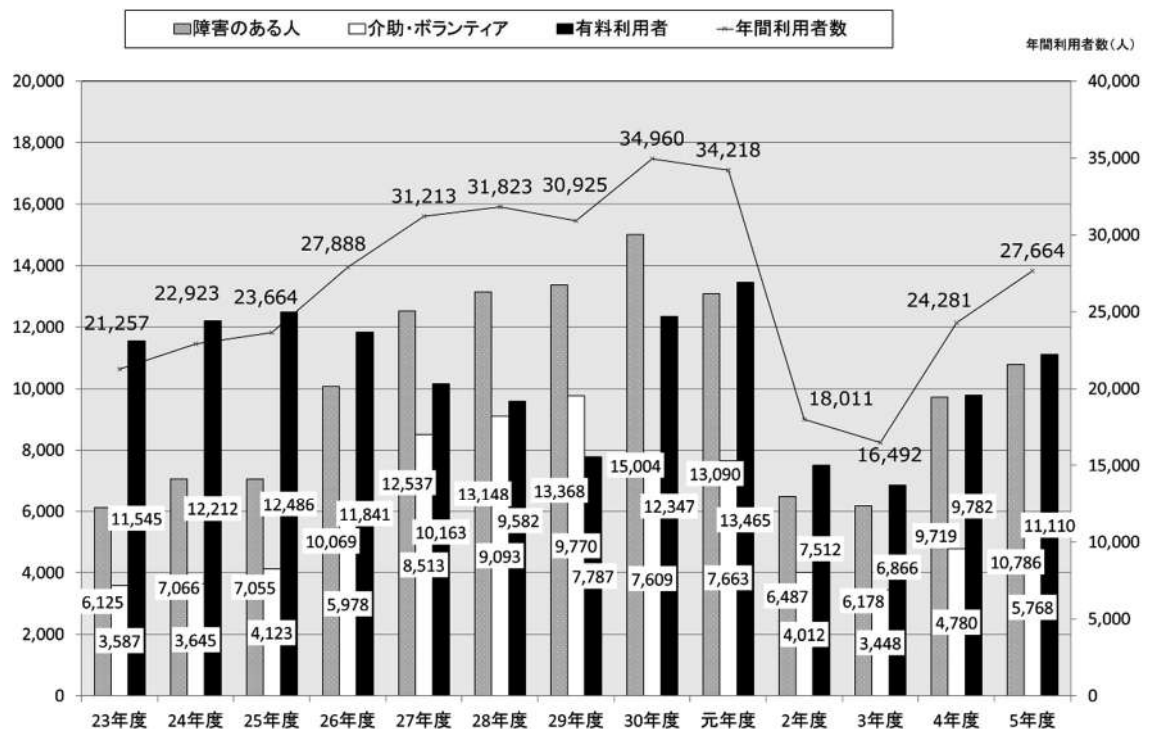


④地域別総登録者

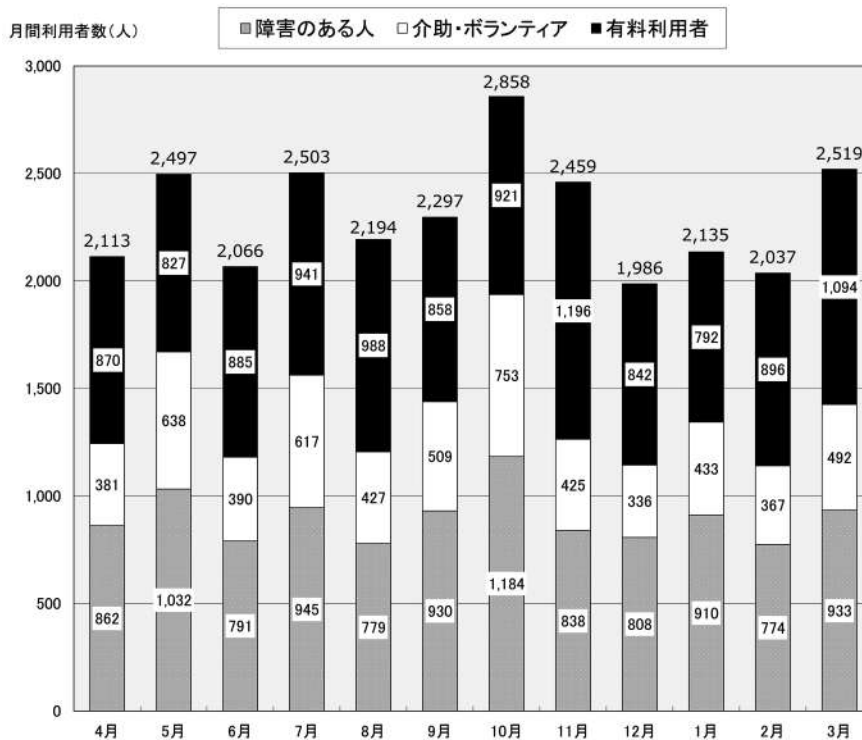


3 京都市障害者教養文化・体育会館

(1) 年度別利用者数



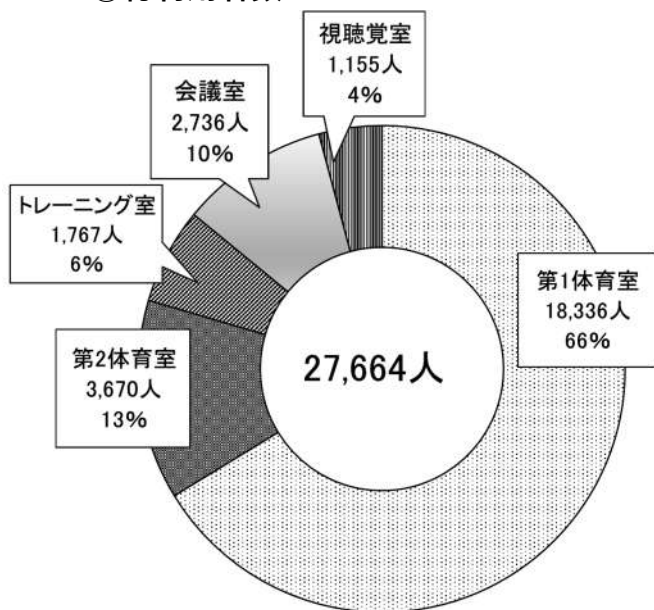
(2) 月別利用者数



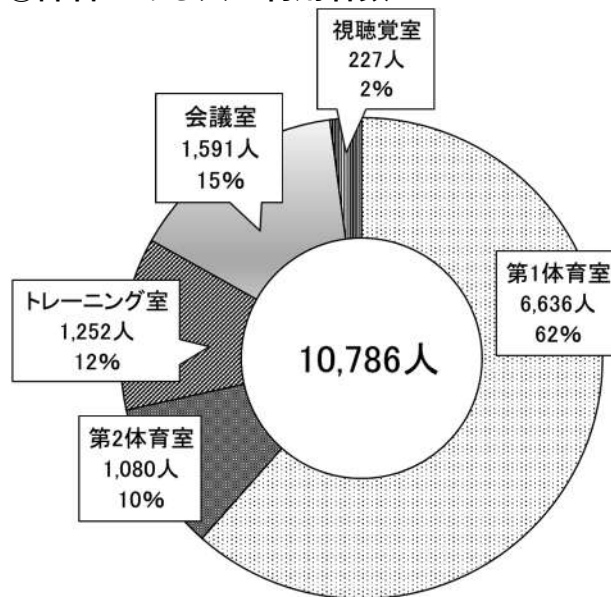
利用状況

(3) 施設別利用者数

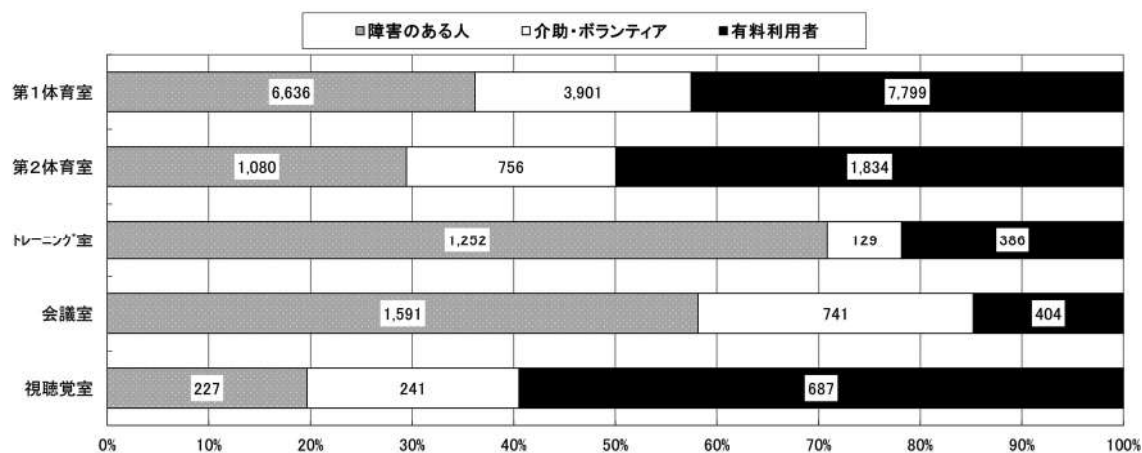
①総利用者数



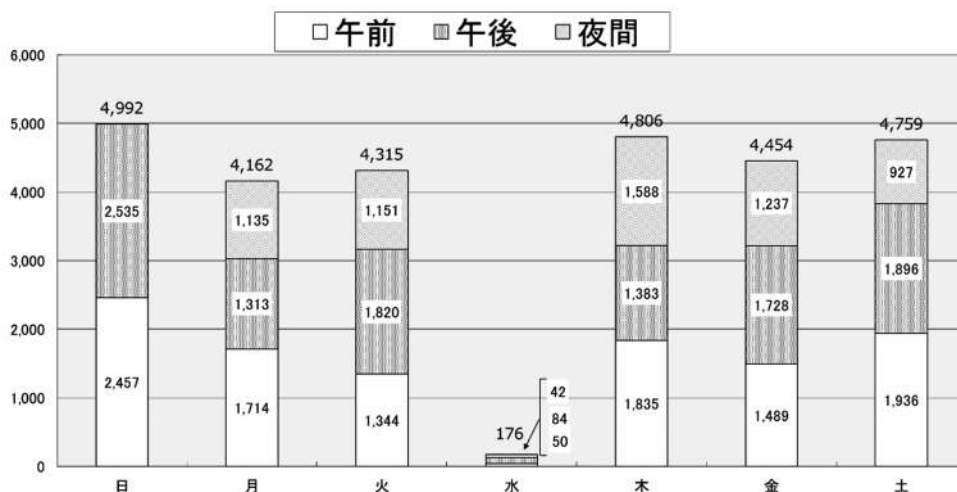
②障害のある人の利用者数



③利用割合

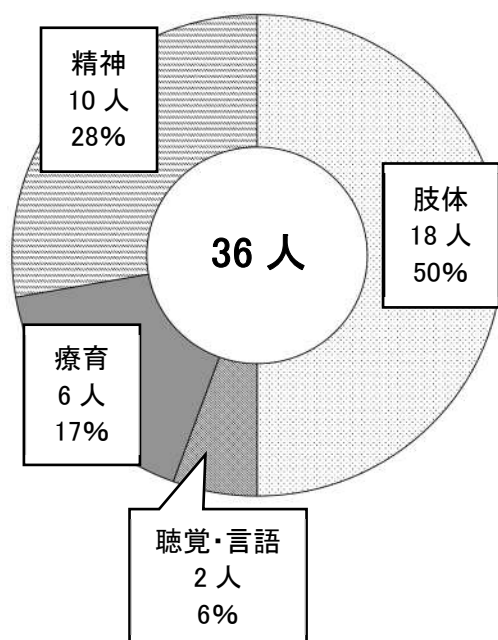


(4) 曜日・時間帯別利用者数

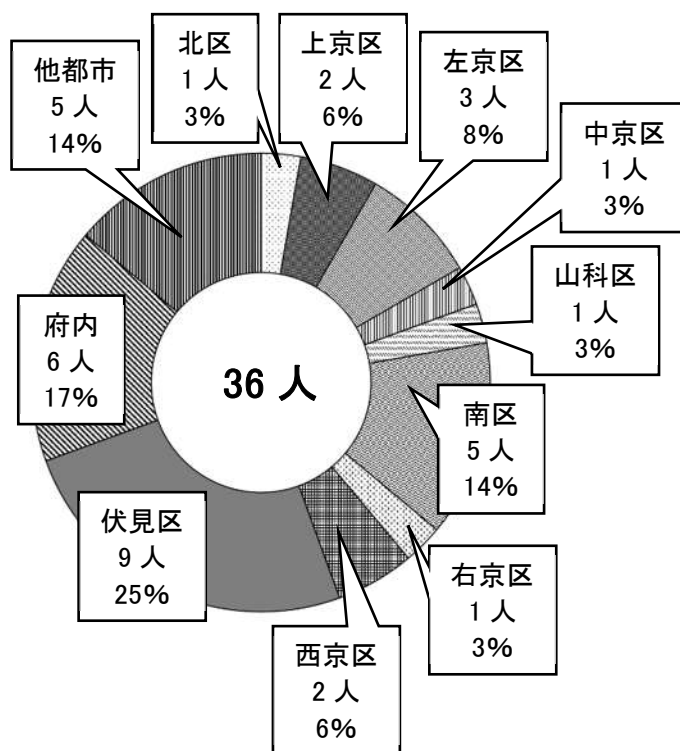


(5) 登録状況

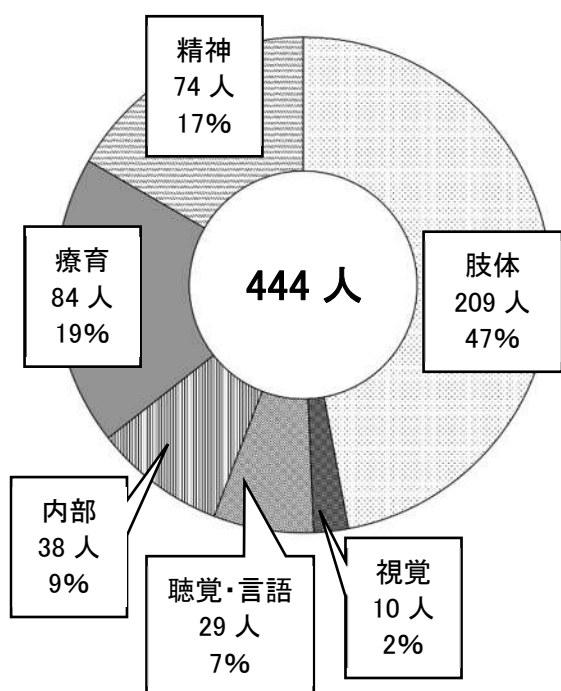
①障害別新規登録者



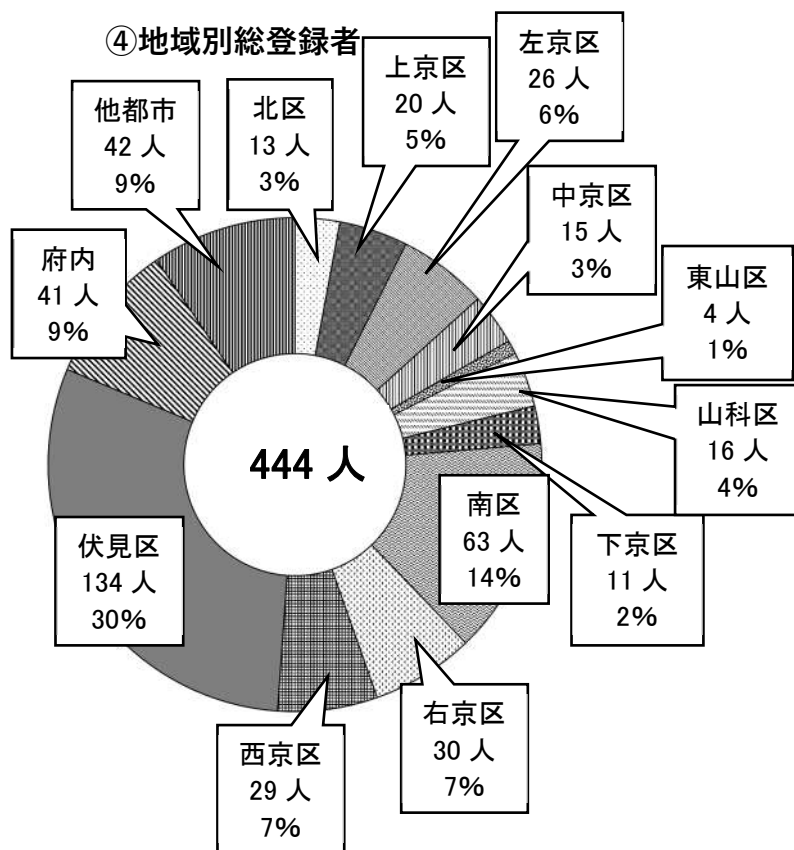
②地域別新規登録者



③障害別総登録者



④地域別総登録者



III 資料

1 公益財団法人京都市障害者スポーツ協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人京都市障害者スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、京都市における障害のある人のスポーツの振興と健康の増進を図り、社会参加を促すとともに、障害のない人との共生社会の実現に努め、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障害のある人のスポーツの振興事業
- (2) 障害のある人の健康の維持・増進に関する事業
- (3) 障害のある人の文化・レクリエーションの振興事業
- (4) 障害のある人への理解を進めるための事業
- (5) 障害者スポーツ施設等の運営事業
- (6) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。
2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書は、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

（評議員）

第10条 この法人に評議員15名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受け取る金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④国立大学法人第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には出席評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が議長とともに記名押印する。

第 6 章 役 員

（役員の設置）

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

（1）理事 15 名以内

（2）監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 25 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。

（顧問）

第 27 条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。
- 3 顧問は、理事会において選任する。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第 7 章 理事会

（構成）

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

（決議）

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 33 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 34 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 35 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 36 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 37 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の理事長は福富敬治とする。
- 4 この法人の最初の常務理事は能勢和正とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。
柴田昌夫、渡辺登志子、片山美代子、川端一彰、金子知拓、山本英生、奥田信一、
橋本健治、木田親典、山下昇一、山岡義明 以上
- 6 この定款は、平成 22 年 11 月 1 日より施行する。
- 7 この定款は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- 8 この定款は、令和元年 6 月 26 日より施行する。
- 9 この定款は、令和 4 年 1 月 19 日より施行する。

別表 基本財産

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	25,000,000 円

3 京都市障害者スポーツセンター条例

(設置)

第1条 障害者の身体の機能の回復及び健康の維持増進を図り、社会参加の促進に資するため、障害者スポーツ等の用に供するための施設を次のように設置する。

名 称 京都市障害者スポーツセンター

位 置 京都市左京区高野玉岡町5番地

(事業)

第2条 京都市障害者スポーツセンター（以下「センター」という。）においては、次の事業を行う。

- (1) 障害者の身体の機能を回復するための訓練及び講習会の実施
- (2) 障害者のスポーツ及びレクリエーションの指導
- (3) 障害者のスポーツに関する指導者の育成
- (4) 障害者のスポーツ活動のための便宜の供与
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(開所時間及び休所日)

第4条 センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開所時間 午前9時から午後9時まで

休 所 日 火曜日 毎月の第3金曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）の翌日（これらの日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(利用資格)

第5条 センターを利用することができるものは、次ぎの各号に掲げるものとする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより、療育手帳の交付を受けている者
- (4) 前3号に掲げる者とその障害が同程度と認められる者
- (5) 前各号に掲げる者の介護者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（利用の許可）

第 6 条 センターを利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

（利用制限）

第 7 条 指定管理者は、次ぎの各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を制限し、または利用の許可を取り消すことができる。

（1）他の利用者に迷惑を掛け、または迷惑を掛ける恐れがあるとき。

（2）管理上支障があるとき。

（利用料金）

第 8 条 利用の許可を受けたもの（第 5 条第 6 号に掲げるものに限る。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

（利用料金の還付）

第 9 条 既に支払われた利用料金は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

（利用料金の減免）

第 10 条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、または免除することができる。

（特別の設備）

第 11 条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

（委任）

第 12 条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（昭和 63 年 4 月 15 日規則第 31 号で昭和 63 年 4 月 16 日から施行）

（準備行為）

2 利用の許可の申請その他センターを共用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 3 年 3 月 28 日条例第 55 号）

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成 3 年 3 月 28 日規則第 125 号で平成 3 年 4 月 1 日から施行）

(準備行為)

2 利用の許可の申請その他体育室、卓球室、アーチェリー場、トレーニング室、研修室、会議室1、会議室2および会議室3を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成4年3月31日条例第78号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月31日条例第88号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月23日条例第51号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月26日条例第94号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 京都市障害者スポーツセンター（以下「センター」という。）の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にセンターの管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市障害者スポーツセンター条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市障害者スポーツセンター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

4 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第5条	第6条
第10条第1項	第11条第1項

附 則 (平成25年3月29日条例第83号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日条例第145号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る京都市障害者スポーツセンターの利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日条例第 38 号） 抄

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日条例第 91 号） 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市障害者スポーツセンター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市障害者スポーツセンターの利用に係る料金の徴収その他これを徴するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

別表（条例第 8 条関係）

区 分			利用料金		
			午 前	午 後	夜 間
体 育 室	全 面 使 用	日 曜 日 , 土 曜 日 及 び 休 日	4,540	5,340	8,950
		そ の 他 の 日	3,760	4,540	7,530
	半 面 使 用		1,870	2,190	3,760
プ ー ル (1 人 につ き)	一 般		1,240	1,240	1,240
	学 齢 に 達 し な い 者 (3 歳 以 上 の 者 に 限 る 。) , 小 学 校 の 児 童 及 び 中 学 校 の 生 徒		610	610	610
卓球室 (1 台 につ き)			780	780	780
アーチェリー場			1,870	2,190	3,760
トレーニング室 (1 人 につ き)			460	460	460
研修室, 会議室 1, 会議室 2 及び会議室 3 (1 室 につ き)			3,130	3,600	6,280

備考

- 1 「午前」とは午前 9 時から正午までを、「午後」とは午後 1 時から午後 4 時 30 分までを、「夜間」とは午後 5 時 30 分から午後 9 時までをいう。
- 2 「一般」とは、学齢に達しない者、小学校の児童及び中学校の生徒以外の者をいう。
- 3 「小学校」には、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。
- 4 「中学校」には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。
- 5 供用時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。

利用料金について

別表に掲げる額の範囲内で、市長の承認を得て、次のとおり定めている。

区 分			利用料金		
			午 前	午 後	夜 間
体 育 室	全 面 使 用	日 曜 日 , 土 曜 日 及 び 休 日	4,500	5,300	8,900
		そ の 他 の 日	3,700	4,500	7,500
	半 面 使 用		1,800	2,100	3,700
プ ー ル (1 人 に つ き)	一 般		1,000	1,000	1,000
	学 齢 に 達 し な い 者 (3 歳 以 上 の 者 に 限 る 。) , 小 学 校 の 児 童 及 び 中 学 校 の 生 徒		500	500	500
卓球室 (1 台 に つ き)			700	700	700
アーチェリー場			1,800	2,100	3,700
トレーニング室 (1 人 に つ き)			400	400	400
研修室, 会議室 1, 会議室 2 及び会議室 3 (1 室 に つ き)			3,100	3,600	6,200

4 京都市障害者教養文化・体育会館条例

(設置)

第1条 障害者の心身の健康の維持増進を図るとともに、障害者の社会参加の促進に資するため、障害者の教養文化活動及びスポーツその他の活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名 称 京都市障害者教養文化・体育会館

位 置 京都市南区上鳥羽塔ノ森上河原 37 番地の 4

(事業)

第2条 京都市障害者教養文化・体育会館(以下「会館」という。)においては、次の事業を行う。

(1) 障害者の教養文化活動及びスポーツのための施設の提供

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 会館の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 前条各号に掲げる事業に係る業務

(2) 会館の維持管理に係る業務

(3) その他市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第4条 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開館時間 午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日は、午前9時から午後5時まで

休館日 水曜日(水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(利用資格)

第5条 会館を利用することができるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

(4) 前3号に掲げる者とその障害の程度が同程度と認められる者

(5) 前各号に掲げる者の介護者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

(利用の許可)

第6条 会館を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会館の利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(利用料金)

第8条 利用の許可を受けたもの(第5条第6号に掲げるものに限る。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の還付)

第9条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第11条 利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第13条 利用者は、会館の利用を終了し、又は利用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

(委任)

第14条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用の許可の申請その他会館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成17年12月26日条例第95号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 京都市障害者教養文化・体育会館(以下「会館」という。)の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に会館の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市障害者教養文化・体育会館条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市障害者教養文化・体育会館条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 4 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第 5 条	第 6 条
第 10 条第 1 項	第 11 条第 1 項

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日条例第 84 号)

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(平成 25 年 7 月 31 日規則第 29 号で平成 25 年 8 月 1 日から施行)

附 則 (平成 26 年 3 月 25 日条例第 146 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る京都市障害者教養文化・体育会館の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 31 年 3 月 28 日条例第 92 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市障害者教養文化・体育会館条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による京都市障害者教養文化・体育会館の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

区 分			利 用 料 金			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
第 1 体育室	全 面	日曜・土曜・休日	円 4,540	円 5,490	円 4,540	円 13,200
		その他の日	3,760	4,540	3,760	10,830
	半 面 利 用		1,870	2,040	1,870	5,170
	部分利用（1 人につき）		390	390	390	930
	第 2 体育室	全 面 利 用		1,870	2,040	1,870
部分利用（1 人につき）		390	390	390	930	
トレーニング室（1 人につき）			460	460	460	1,240
会 議 室			3,300	3,760	3,300	9,270
視 聴 覚 室			1,240	1,560	1,240	3,600
付 属 設 備			別に定める。			

備考

- 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- この表に掲げる利用時間の区分を超えて会館(附属設備を除く。)を利用する場合の利用料金の上限額は、30分までごとに、その直前の利用時間の区分に係る利用料金の上限額の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 開館時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。

利用料金について

別表に掲げる額の範囲内で、市長の承認を得て、次のとおり定めている。

区 分			利 用 料 金			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
第 1 体育室	全 面	日曜・土曜・休日	円 4,500	円 5,400	円 4,500	円 13,200
		その他の日	3,700	4,500	3,700	10,800
	半 面 利 用		1,800	2,000	1,800	5,100
	部分利用（1 人につき）		300	300	300	900
第 2 体育室	全 面 利 用		1,800	2,000	1,800	5,100
	部分利用（1 人につき）		300	300	300	900
トレーニング室（1 人につき）			400	400	400	1,200
会 議 室			3,300	3,700	3,300	9,200
視 聴 覚 室			1,200	1,500	1,200	3,600
付 属 設 備			無料			

付属設備の利用料金について

付属設備の利用料金については、市長の承認を得て、無料としている。

京都市障害者スポーツセンター

〒606-8106

京都市左京区高野玉岡町 5 番地

TEL 075-702-3370

FAX 075-702-3372

ホームページ：

<http://www.kyoto-syospo.or.jp/>



京都市障害者教養文化・体育会館

〒601-8155

京都市南区上鳥羽塔ノ森

上河原 37-4

TEL/ FAX 075-682-7140

ホームページ：

<http://kaikan.kyoto-syospo.or.jp/>



放課後等デイサービス『ぱらすぽ』

〒606-8106

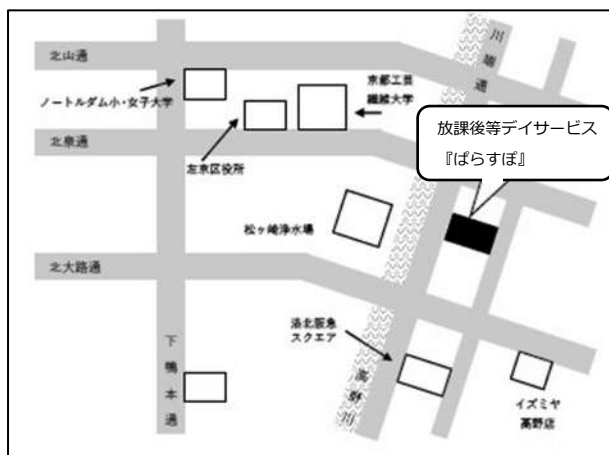
京都市左京区高野玉岡町 5 番地

京都市障害者スポーツセンター2F

TEL/ FAX 075-724-1800

ホームページ：

<http://paraspo.kyoto-syospo.or.jp/>



編集・発行 公益財団法人京都市障害者スポーツ協会

〒606-8106 京都市左京区高野玉岡町 5 番地

TEL 075-702-3370/FAX 075-702-3372